

平成30年5月28日

財 務 局

## 都庁舎屋上防水工事のアスベスト含有建材撤去方法の誤りについて

今般、都庁舎屋上部分に使用されたアスベスト含有の防水層保護板を、工事受注者が法令に定められた手順を遵守せず、撤去したことが判明しましたので、お知らせします。

### 1 概要

#### (1) 工事件名

都庁第一本庁舎（29）屋上改修工事

受注者：アジア工業株式会社（東京都墨田区）

場 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

#### (2) 状況

平成30年5月17日（木）に、第一本庁舎32階屋上（北塔と南塔の間）において、アスベスト含有の可能性のある防水層保護板（約15平方メートル）を分析結果判定前に、法令に定められた、作業掲示、立入禁止等を行わずに撤去した。その後の分析結果により、アスベストの含有が判明した。

### 2 対応

(1) 関係官庁へ報告するとともに、撤去されたアスベスト含有の防水層保護板を法令に従い梱包保管し、施工場所及び保管場所を立ち入り禁止とした。

(2) 施工場所及び保管場所のアスベスト濃度を測定し、通常の大気濃度と同様であることを確認した。

(3) 今後、関係官庁の指導のもと、アスベスト含有建材を適正に廃棄処分する。

(4) 受注者に対しては嚴重注意したところであり、再発防止を徹底する。

(問い合わせ先)

財務局建築保全部庁舎整備課

電話 03-5388-2773